

学校感染症における出席停止の取り扱いについて

学校における感染症の予防は、生徒の健康と学習環境の維持のために重要であることから、学校保健安全法及び施行規則において、学校感染症（学校において予防すべき感染症）の種類と出席停止の基準等が定められています。

学校感染症が疑われる場合は医療機関を受診し、登校の可否について主治医の判断に従ってください。また、学校感染症と診断された場合は、速やかに学校へご連絡ください。

以下、学校感染症と出席停止期間及び本校への提出書類等をまとめておりますので、ご確認ください。

	疾病名	出席停止となる期間	提出書類
第二種	インフルエンザ	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで	出席停止届
	新型コロナウイルス感染症 <small>(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)</small>	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	医療機関発行の薬の説明書等
第一種	エボラ出血熱／クリミアコンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群／痘そう 南米出血熱／ペスト／マールブルグ病 ラッサ熱／急性灰白髄炎／ジフテリア 鳥インフルエンザ	治癒するまで	出席停止届
第二種	百日咳	特有な咳が消失するまで	医療機関発行の薬の説明書等
	麻疹	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫脹が消失するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	学校感染症治癒報告書
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	コレラ／細菌性赤痢／腸管出血性大腸炎／腸チフス／パラチフス 流行性角結膜炎／急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	

※ 出席停止届・・・教務部発行の書類

※ 学校感染症治癒報告書・・・病院でインフルエンザ／新型コロナ感染症と診断された場合、出席停止の期間は上表によって決定するため、治癒報告書提出の必要はありません。ただし、基準の期間と欠席日数が大きく異なる場合や、解除の基準が曖昧な場合は、提出をお願いすることがあります。

※ 医療機関発行の薬の説明書・・・医療機関を受診したこと、学校感染症に罹患したことが分かるものであれば、様式は問いません。